

平成27年(ワ)第1144号

福島第一原発事故損害賠償請求事件(国賠)

原 告 小野深雪ほか18名

被 告 国ほか1名

第26準備書面

平成30年8月23日

千葉地方裁判所民事第5部合議C係 御中

被告国指定代理人

- 今 井 志 津 
- 飯 塚 晴 久 
- 宇 波 なほ美 
- 野田谷 大 地 
- 澁 谷 正 樹 
- 佐々木 亮 
- 松 本 亮 一 
- 森 智 也 
- 松 本 和 典 
- 米 山 理 
- 箕 浦 裕 幸 
- 江 本 満 昭 

第1	はじめに	1
1	本訴訟の概要	1
2	被告国の主張の骨子	1
第2	規制権限の不行使が違法となる場合の判断枠組みについて	6
1	規制権限の不行使が国賠法上違法となる場合	6
	(1) 規制権限不行使の違法性が問題となった主要最高裁判例	6
	(2) クロロキン最高裁判決等と筑豊じん肺最高裁判決等の判断枠組みは同一であること	9
2	規制権限不行使の違法性判断に当たっては、規制権限び不行使が問題となる当時の一切の事情が考慮されること	10
3	被告国は二次的かつ補完的責任を負うにすぎないこと	10
	(1) 規制権限の不行使の違法性を判断した各種判例においては、事業者の一次的かつ最終的責任を前提としていること	10
	(2) 原子力利用に関する各種法令の規定も、原子炉の利用及び安全確保については、事業者の一次的かつ最終的責任を前提としていること	11
4	本件は、クロロキン最高裁判決を始めとする本件各判決の規制権限不行使に係る違法性の判断枠組みに沿って判断されるべきであること	12
	(1) 最高裁判例では、規制権限不行使の違法性は当該職務行為をした時点 を基準時として判断されていること	12
	(2) 最高裁判例において、規制権限不行使の違法性を判断する際に考慮され た諸事情	13
	(3) 最高裁判例では、規制権限を行使すべき作為義務を導くのに必要な予見 可能性の程度について、少なくとも、その予見すべき被害の内容が規制権 限行使を正当化できるだけの客観的かつ合理的な根拠に裏付けられてい ることが必要であると判断されていること	16
	(4) 不十分な科学的知見によって原告らの主張する規制権限を行使した場	

合，その規制権限の行使は違法と評価されかねなかったこと	20
第3 被告国には，原告らが行使すべきであったとする規制権限が認められないこと	27
1 経済産業大臣は，原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項を是正するために，電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を発令する規制権限を有していなかったこと	27
(1) はじめに	27
(2) 炉規法の安全規制において段階的規制の体系が採られていること	28
(3) 技術基準適合命令は，後段規制における技術基準の不適合についてのみその是正を図るものであること	29
(4) 原告らが主張する各措置はいずれも基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項であること	31
(5) 技術基準適合命令を発令することによって原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の是正を図ることは福島第一発電所事故後の法改正によって初めて可能となったこと	35
2 シビアアクシデント対策が法規制の対象とされていなかったこと	37
(1) はじめに	37
(2) 福島第一発電所事故前まで，シビアアクシデント対策は法規制の対象外であったこと	37
(3) 福島第一発電所事故後の法改正によって，初めてシビアアクシデント対策が法規制の対象になったこと	48
3 シビアアクシデント対策を省令62号に規定することはできなかったこと	51
第4 被害の予見可能性	53
1 予見の対象	53
2 予見可能性の程度について	57

(1) 作為義務が生じる予見可能性が認められるといえるためには、少なくとも、その予見すべき被害の内容が規制権限の行使を正当化できるだけの客観的かつ合理的な根拠に裏付けられている必要があること	57
(2) 原子力規制の分野においても、予見すべき被害の内容が規制権限の行使を正当化できるだけの客観的かつ合理的な根拠に裏付けられていない限り、作為義務が生じる予見可能性が認められないこと	57
(3) 「学術的に確立された知見の存在までは不要」であり、情報の「一定程度の集積」で足りるとの原告らの主張が失当であること	60
3 主要な知見	62
(1) はじめに	62
(2) 「4省庁報告書」及び「7省庁手引」（平成9年）	62
(3) 「津波浸水予測図」（平成11年）	65
(4) 「津波評価技術」（平成14年2月）	68
(5) 「長期評価の見解」（平成14年7月）	111
(6) マイアミ論文（平成18年）	191
(7) 「溢水勉強会」（平成18年1月～平成19年3月）	193
(8) 平成20年試算	196
(9) 「貞観津波」に関する知見の進展	203
(10) 本件地震後の見解	204
4 情報収集義務について	207
5 予見可能性についての結論	209
第5 被害の結果回避可能性	211
1 はじめに	211
2 結果回避可能性の有無を検討する場合には、福島第一発電所事故前の工学的知見によって導かれる結果回避措置による結果回避可能性が検討されなければならないこと	214

3 福島第一発電所事故前の工学的知見に照らし、津波対策として導かれる結果回避措置について	216
(1) ドライサイトサイトコンセプトについて	217
(2) 福島第一発電所事故前の科学的・工学的知見に照らした場合、敷地高さを超える津波が予見された場合に導かれる対策は、防潮堤等の設置によってドライサイトであることを維持するというものであったこと	218
(3) 福島第一発電所事故前の工学的知見に照らし、津波対策として導かれる結果回避措置がドライサイトを維持するものであることは、東通発電所において行われた現実の津波対策からも裏付けられていること	221
(4) 新規制基準に基づく原告らの主張が失当であること	223
(5) 「多重防護」(「深層防護」)の概念を前提に結果回避可能性を述べる原告らの主張は理由がないこと	224
(6) 防潮堤等以外の津波対策の措置が未だ検討の途上にあり、福島第一発電所事故前の工学的知見に照らして、福島第一発電所事故後に示されたような津波対策が福島第一発電所事故前に導かれることはあり得なかったこと	234
(7) 想定津波と比較すべき敷地高さはO. P. + 10メートル盤であり、O. P. + 4メートル盤に防潮堤を設置することが現実的でなく、また、O. P. + 4メートル盤上の海水系ポンプのかさ上げを論ずることは意味をなさないこと	235
4 福島第一発電所事故前の科学的・工学的知見に照らし、適切と考えられた対策を講じた場合、福島第一発電所事故が防げなかったこと	241
(1) 「長期評価の見解」を前提とした想定津波と本件津波の違い	241
(2) 「長期評価の見解」を前提とした想定津波に対し、防潮堤等の設置によってドライサイトであることを維持する対策をとったとしても、福島第一発電所事故を回避できなかったこと	246

5	福島第一発電所事故前の状況及び許認可手続に要する時間等を考慮した場合、本件津波までに対策工事を終えることができないこと	254
6	福島第一発電所事故前の工学的知見に照らしても原告らが主張する結果回避措置を講ずべき義務が導き出されることにはならず、仮に、結果回避措置を講じたとしても本件地震による津波の遡上を防げず、福島第一発電所事故を回避できなかったこと	259
	(1) はじめに	259
	(2) タービン建屋・非常用電源設備等の重要機器の水密化について	262
	(3) 給気ルーバの高所配置又はシュノーケルの設置について	275
	(4) 非常用電源設備の系統の高所設置・可搬式電源車の配置について	276
	(5) 原告らの主張は、各結果回避措置相互間の影響、地震動等による影響及び各結果回避措置の具体的内容等についての検討が不十分であり、失当であること	278
7	結果回避可能性についての結論	280
第6	その他の考慮事情	280
1	規制権限不行使の違法性を判断するに当たり、被告国が現実に講じた措置を考慮すべきであること	280
	(1) 被告国が現実に講じた措置を考慮すべきであること	281
	(2) 予見可能性に関する知見の評価について、異なる評価を前提にした場合でも、切迫性を踏まえた他のリスクとの優先関係や現実に行われた措置との関係において、被告国に作為義務が生じるまでには至らないこと	281
	(3) 保安院が被告東電に対し、「長期評価の見解」が公表された直後の平成14年8月に「長期評価の見解」の取扱いについて説明を求めるなどし、被告東電が決定論ではなく確率論においてこれを取り扱っていく方針であるとの報告を受けて了承していること	282

(4) 被告国が、その時々を得られた知見に基づいた安全対策を講ずるよう 行政指導を繰り返してきたほか、規制権限を行使すべき作為義務が生じる 前提としての予見可能性が認められるに足りる程度に科学的合理性・成熟 性が伴わない知見に対しては、更なる知見の収集を促すなどしてきたこと	318
2 被告国が、シビアアクシデント対策が事業者の自主的取組と位置づけられ た後も、事業者に対し、シビアアクシデント対策の実施を促し、その有効性 を確認するなどの行政指導を行ってきたこと	331
(1) 我が国におけるシビアアクシデント対策の考え方	331
(2) シビアアクシデント対策等に係る被告国の行政指導の内容	332
(3) シビアアクシデント対策等に係る被告国の取扱いが国際的に見て合理性 を欠くものではなかったこと	336
3 原子力安全委員会の指針類及び省令62号は、安全確保対策の体系にのっ とり、津波を含む外部事象について、原子炉施設の安全性を損なうことのな いように設計上の考慮がされているから、不合理であったということはでき ないこと	337
(1) 省令62号8条の2、33条4項、16条5号、33条5項が内部事象 を考慮し、地震、津波等の外部事象を考慮することを要求していなかった ことが不合理であるとはいえないこと	337
(2) 単一故障の仮定の考え方による安全評価の手法が妥当性を有すること	343
(3) 原告らが主張する具体的回避措置を講じるよう規制権限を講じなかつた ことが著しく合理性を欠くとはいえないこと	348
第7 本件訴訟において、原告らが主張する損害が認められないこと	356
1 はじめに	356
2 放射線及び放射線被ばく健康影響	358

(1) 放射線の種類とその性質	358
(2) 放射線の量を表す単位	359
(3) 自然放射線と人間生活	360
(4) 人工放射線と人間生活	361
(5) 放射線被ばくによる人体への影響について	361
3 放射線防護の考え方	366
(1) ICRPの勧告による放射線防護の考え方	366
(2) 福島第一発電所事故当時における我が国の放射線防護体制	386
4 被告国による避難等の指示等に基づく避難指示等対象区域	390
(1) 中間指針を提示した平成23年8月5日の時点で、被告国による避難等の指示等があった後記アないしカの対象区域（後記オの地点も含む。以下「避難指示等対象区域」という。）は、以下のとおりであった	390
(2) その後の避難指示等対象区域の見直し	392
(3) 居住制限区域、避難指示解除準備区域の解除	393
(4) 被告国が定めた避難指示区域等の設定基準に合理性があること	393
5 いわゆるLNTモデルの仮説が科学的に実証されていないこと	395
(1) 原告らの主張	395
(2) 被告国の反論	395
6 2013年報告書に対する原告らの批判が失当であること	400
(1) 原告らの主張	400
(2) 被告国の反論	401
7 原告らが指摘する論文に基づいた主張が誤っていること	404
(1) 「放影研報告書(LSS第14報)」に関する主張について	404
(2) テチャ川流域住民の健康影響調査に関する主張について	413
(3) 原子力産業労働者を対象とする疫学調査に関する主張について	416
(4) 医療被ばくの健康影響に関する疫学調査に関する主張について	420

(5) チェルノブイリ原発事故後のスウェーデンにおけるがん発生率の増加に 関する主張について	422
8 福島県県民健康調査の結果に係る原告らの主張に理由がないこと	424
(1) 原告らの主張	424
(2) 被告国の反論	425
9 原告らの被ばく量に関する主張に対する反論	430
(1) 原告らの主張	430
(2) 被告国の反論	430
10 年間実効線量1ミリシーベルトを超える地域から避難することが相当である とは認められず、被告国の避難指示・避難指示解除の基準である年間20 ミリシーベルトが妥当であること	437
(1) 原告らの主張	437
(2) 被告国の反論	438
(3) 線量限度の実効線量年間1ミリシーベルトを超える被ばくを避けるため の避難であれば合理性があるとはいえないこと	444
11 中間指針等で示された精神的損害の内容	447
12 健康影響のリスクが他の要因による影響に隠れてしまうほど小さいと考え られるような低線量被ばくに対する不安感についての賠償の考え方	449
(1) 慰謝料の支払が必要な程度の精神的苦痛についての考え方	449
(2) 健康被害のリスクが他の要因による影響に隠れてしまうほど小さいと考 えられる事象に対する単なる不安感は、直ちに賠償の対象とすべきではな いこと	450
(3) 裁判例においても、単なる漠然とした不安感は直ちに賠償の対象とはさ れていないこと	451
(4) リスク認知論及びアンケート調査に基づく原告らの抱く不安が一般人・ 通常人を基準として合理的なものであるとの原告らの主張が失当であるこ	

と	457
13 自主的避難等対象区域の居住者に対する賠償の考え方について	468
(1) 自主的避難等対象区域について	468
(2) 自主的避難等対象区域の住民の感じる不安は、慰謝料の発生を直ちに認める程度の精神的苦痛ではないこと	470
(3) 放射線量、避難者の割合、福島第一発電所からの距離、避難指示の存否等に照らし、被告国の行為と避難に伴う精神的損害との間に直ちに相当因果関係が認められないこと	471
(4) 自主的避難等対象区域に関する中間指針等の評価について	473
(5) 福島第一発電所事故当初の特殊性を踏まえ、自主的避難等対象区域の住民の避難に係る慰謝料を認めるとしても少額にとどまること	476
(6) 自主的避難者の精神的損害は4万円を上回らないと考えられること	478
(7) 小括	478
14 避難指示等の対象区域の居住者に対する賠償の考え方について	479
(1) 避難指示等の対象区域について	479
(2) 精神的損害について	479
15 区域外居住者の精神的苦痛に対する賠償の考え方について	481
16 ふるさと喪失慰謝料について	483
17 被告国と被告東電との立場を前提とした賠償責任の範囲について	484
18 まとめ	486
第8 結語（本件訴訟を結審するにあたって）	486

平成27年(ワ)第1144号

福島第一原発事故損害賠償請求事件(国賠)

原告 小野深雪ほか18名

被告 国ほか1名

第27準備書面

平成30年8月23日

千葉地方裁判所民事第5部合議C係 御中

被告国指定代理人

- 今井志津 
- 飯塚晴久 
- 宇波なほ美 
- 野田谷大地 
- 澁谷正樹 
- 佐々木亮 
- 松本亮一 
- 森智也 
- 松本和典 
- 米山理 
- 箕浦裕幸 
- 江本満昭 
- 北原充彦 

第1	本準備書面の骨子	1
第2	本件における被告国の調査義務について	3
1	調査義務の内容について	3
	(1) 原子力規制においては、規制権限の行使の前提として、耐震安全性評価等 に関わる科学的知見の進展について、国が適時適切に調査検討をする義務を 負うこと	3
	(2) 規制権限を行使する前提としての科学的知見の調査検討の対象は、原子力 規制の特質を踏まえた当該知見の科学的合理性・成熟性についてであること	5
	(3) 科学的知見に対する調査義務の履行手段は、その科学的合理性・成熟性の 程度等に応じて異なること	7
2	本件における調査義務について	8
第3	科学的知見の科学的合理性・成熟性について調査検討した結果として採り得 る対応について	9
1	はじめに	9
2	決定論的安全評価と確率論的安全評価について	10
	(1) 決定論的安全評価について	10
	(2) 確率論的安全評価(確率論的ハザード解析)について	10
3	原子力規制と決定論的安全評価及び確率論的安全評価について	11
	(1) 原子力規制と決定論的安全評価について	11
	(2) 原子力規制と確率論的安全評価(確率論的ハザード解析)の関係について	12
4	小括	12
第4	被告国は、調査義務の履行過程において「長期評価の見解」についても適時 適切な調査検討を行った結果、「長期評価の見解」の成熟性は乏しく、規制の 根拠たり得ないと判断して、規制権限を行使しないと判断していたものであり、	

	被告国の規制権限の不行使が著しく不合理とされる余地はないこと	12
1	はじめに	12
2	平成14年当時、海溝寄りを含む福島県沖の領域では大規模なプレート間地震は起きにくいという知見が支配的であり、津波地震についても、特定の領域や特定の条件下でのみ発生する極めて特殊な地震であるという考え方が支配的であったこと	16
	(1) 海溝寄りを含む福島県沖の領域においてはマグニチュード8クラスの大地震が発生する可能性は低いと考えられていたこと	16
	(2) 平成14年当時、津波地震は特定の領域や特定の条件下でのみ発生する極めて特殊な地震であるという考え方が支配的であり、明治三陸地震クラスの津波地震が福島県沖で発生する可能性があるとする見解は皆無であったこと	18
3	原子力規制実務では、客観的かつ合理的根拠を伴った科学的知見を余すことなく決定論的安全評価に取り入れるべく、津波評価技術によって安全寄りの波源モデルの設定を行っていたこと	21
	(1) 津波評価技術が、原子力施設に襲来する可能性がある津波について、「既往最大」にとらわれず、理学的根拠に基づいて「想定される最大規模の地震津波」も決定論的安全評価に取り入れるために策定されたものであること	21
	(2) 津波評価技術は、原子力発電所に高度の安全性が求められることを踏まえたもので、決定論的安全評価に取り入れるべき知見の線引きとして、最も安全寄りのものであったこと	22
	(3) 津波評価技術では、その策定当時の科学的知見の集積を踏まえつつ、客観的かつ合理的根拠を伴った科学的知見の評価をした結果として、福島県沖の海溝寄りの領域で明治三陸地震クラスの津波地震の基準断層モデルの設定がされていないこと	24

- 4 「長期評価の見解」に対する調査義務の履行に関する事実関係を理解する上で重要となる前提 ……………27
- (1) 推進本部は、「国民の防災意識の高揚」を図るために、「理学的に否定できない知見」を含めて長期評価に取り込み、その中で示された各種見解を規制に取り込むか否かを規制機関等の受け手側の判断に委ねる趣旨で、長期評価を発表したこと ……………27
- (2) 「長期評価の見解」はそれまでの科学的知見からは導かれない新たな考え方であったにもかかわらず、その見解を採用した理由を記載していなかったこと ……………28
- (3) 保安院は、「長期評価の見解」を規制に取り込むかどうかを判断するに当たって、長期評価の科学的合理性・成熟性について調査をすることが必要となったこと ……………28
- 5 被告国が、「長期評価の見解」が公表された直後の平成14年8月に、「長期評価の見解」の科学的合理性・成熟性を調査したところ、客観的かつ合理的根拠を伴ったものとは認められなかったこと ……………28
- 6 平成14年8月以降、福島第一発電所事故が発生するまでの間、「長期評価の見解」が客観的かつ合理的根拠を伴った見解であることを示す知見は発表されておらず、保安院は調査義務を果たした結果として、規制権限の行使が義務付けられる状況に至らなかったこと ……………33
- (1) 「長期評価の見解」公表後も、同見解に客観的かつ合理的根拠を与えるような見解は公表されず、むしろ、「長期評価の見解」に整合しない論文ばかりが公表されており、「長期評価の見解」は「理学的に否定できない知見」のままであったこと ……………34
- ア 平成15年に地震地体構造の最新の知見として公表されたいわゆる垣見マップ（垣見俊弘ほか「日本列島と周辺海域の地震地帯構造区分」、丙口第55号証）の福島県沖の地震地体構造の区分は、津波評価技術による区

分の正当性を裏付けるもので、「長期評価の見解」の区分とは異なるものであったこと	34
イ 平成14年12月に日本海溝沿いの海底地形等に関する最新の知見として公表されたいわゆる鶴論文（鶴哲郎ほか「日本海溝域におけるプレート境界の弧沿い構造変化：プレート間カップリングの意味」、丙口第57号証の1及び2）は、津波地震の発生に関する谷岡・佐竹論文と整合するもので、「長期評価の見解」とは整合しないものであったこと	36
ウ 平成15年に低周波地震と津波地震について公表された知見（松澤暢，内田直希「地震観測から見た東北地方太平洋下における津波地震発生の可能性」、丙口第40号証）は、最新の調査結果等を踏まえれば福島沖で低周波地震が発生しても津波地震に至る可能性が低い旨指摘しており、「長期評価の見解」と整合しないものであったこと	37
エ 平成14年の「長期評価の見解」公表後、地震学分野から「長期評価の見解」において前提とされた津波地震の整理が客観的かつ合理的根拠を伴っていない旨指摘する見解が示されたこと	38
(7) 前提として	39
(i) 平成14年当時の地震学会長兼地震予知連絡会会長であった大竹名誉教授が、推進本部に「長期評価の見解」は極めて不確実性が高いものである旨の意見書を送り、対応を求めたこと	39
(ii) 平成15年に公表された石橋克彦「史料地震学で探る1677年延宝房総沖津波地震」（平成15年）（丙口第42号証）において、「長期評価の見解」に延宝房総沖地震を取り込んだことについて異論が述べられていること	42
(e) 平成15年に公表された都司嘉宣「慶長16年（1611）三陸津波の特異性」（丙口第41号証）では、慶長三陸地震について「長期評価の見解」と異なる考え方が示されていること	43

(2) 「長期評価の見解」は、推進本部内においても、確率論的ハザード解析の基礎資料として取り扱われる一方で、決定論的ハザード解析の基礎資料として取り扱われなかったこと	43
(3) 福島第一発電所における確率論的津波ハザード解析手法の進展状況からしても、保安院が、福島第一発電所の津波対策について規制権限を行使する状況にはなかったこと	47
(4) 中央防災会議において、地震学のみならず、津波学や工学等の専門家から成る専門調査会で「長期評価の見解」について検討した結果、「長期評価の見解」は将来の地震の発生可能性が客観的かつ合理的根拠により裏付けられた見解ではないと判断されたこと	50
(5) 福島第一発電所事故前の耐震バックチェック報告書の審議等の過程でも専門家から「長期評価の見解」に基づく津波対策の必要性を示唆する意見が述べられることはなかったこと	54
(6) 保安院の科学的知見の収集及び評価においても、「長期評価の見解」は直ちに規制に取り込むべき知見とはされなかったこと	56
(7) 平成21年度から平成23年度にかけて開催された土木学会の第4期津波評価部会では「長期評価の見解」を踏まえた波源モデル設定に関する検討が行われたところ、同見解が客観的かつ合理的根拠を伴った見解であるとは判断されなかったこと（明治三陸地震の波源モデルを福島県沖の海溝寄りに移すという考え方が否定されたこと）	57
7 まとめ	58
第5 被告国は、従来から、耐震安全性に関わる新たな知見の調査検討を適時適切に果たしていたこと	58
1 はじめに	58
2 被告国は、従前から耐震安全性に関する新たな知見の調査義務を着実に履行していたこと	59

(1) 指針類の改訂への新知見の反映	59
(2) 新たな知見を踏まえた地震津波に対する既設炉の安全性再確認	60
(3) 保安院内における調査義務の履行（安全情報検討会及び溢水勉強会）等	61
3 小括	64
第6 結論	65